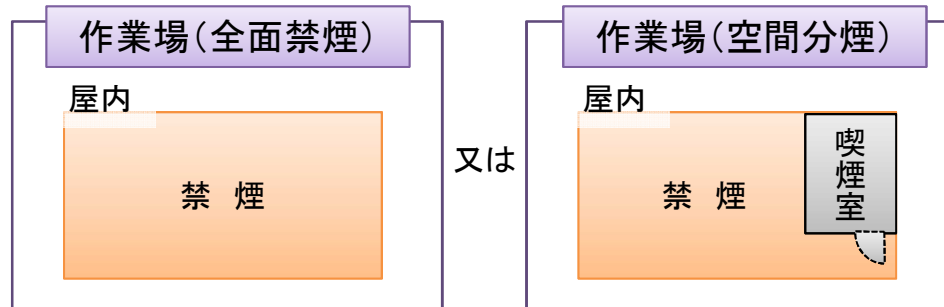


労働安全衛生法改正案(H24.11廃案)の概要 (受動喫煙防止対策部分抜粋)

全事業者(右欄の事業者を除く)

- 屋内作業場を全面禁煙又は空間分煙にする措置を講じなければならない。



喫煙室の要件(予定)(省令事項)

- ① 非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しない
- ② 喫煙室内に室外から一定の空気の流れ(0.2m/s以上)がある

[参考] 分煙効果判定基準報告書(平成14年6月)

飲食業、宿泊業、娯楽業の事業者(※)

- 飲食物その他の役務の提供を行う屋内作業場については、労働者の受動喫煙の程度を低減させるために、次のいずれかの措置(措置内容は省令事項)を講じなければならない。

たばこ煙の浮遊粉じん濃度基準(予定)[†]

- 喫煙エリアにおけるたばこ煙の浮遊粉じん濃度が、平均で $0.15(\text{mg}/\text{m}^3)$ 以下であること
 - ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)、事務所衛生基準規則における室内の浮遊粉じん濃度の基準も $0.15(\text{mg}/\text{m}^3)$ 以下。

又は

喫煙エリアの換気量基準(予定)[†]

- 喫煙エリアに n 席の客席がある場合1時間あたりの必要換気量が $70.3 \times n (\text{m}^3/\text{時間})$ であること
 - ・ 11席の客席であれば、家庭用の換気扇の換気量 $800(\text{m}^3/\text{時間})$ で可

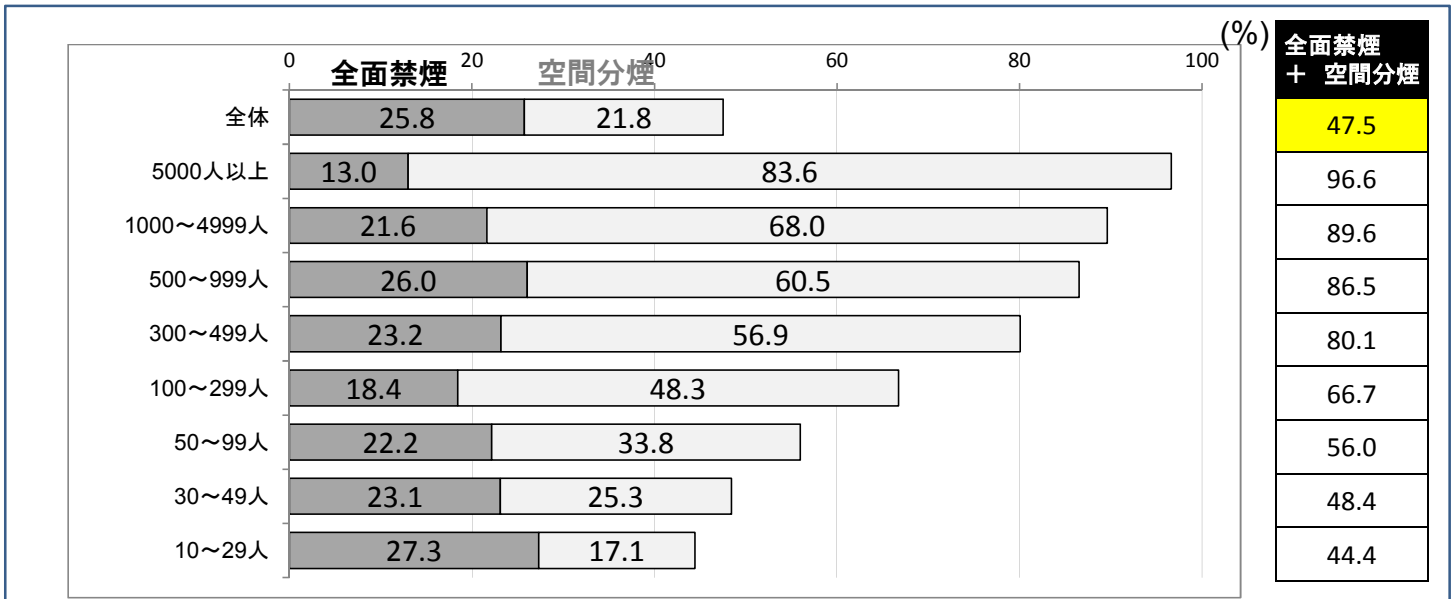
[†] 職場における受動喫煙防止対策基準検討委員会報告書(平成22年9月)

(※) 飲食業、宿泊業、娯楽業は、飲食物その他の役務の提供を行う屋内作業場のみ右欄の措置で、その他の屋内作業場は左欄の措置

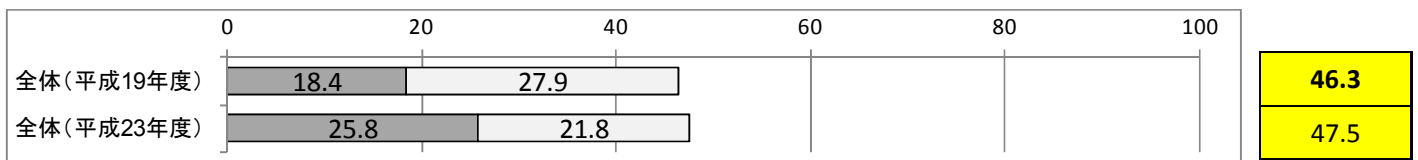
受動喫煙防止対策を促進するための取組

1 職場における受動喫煙防止対策の実施状況(規模別・業種別)及び事業者・労働者の意識について

○ 事業所規模別実施状況

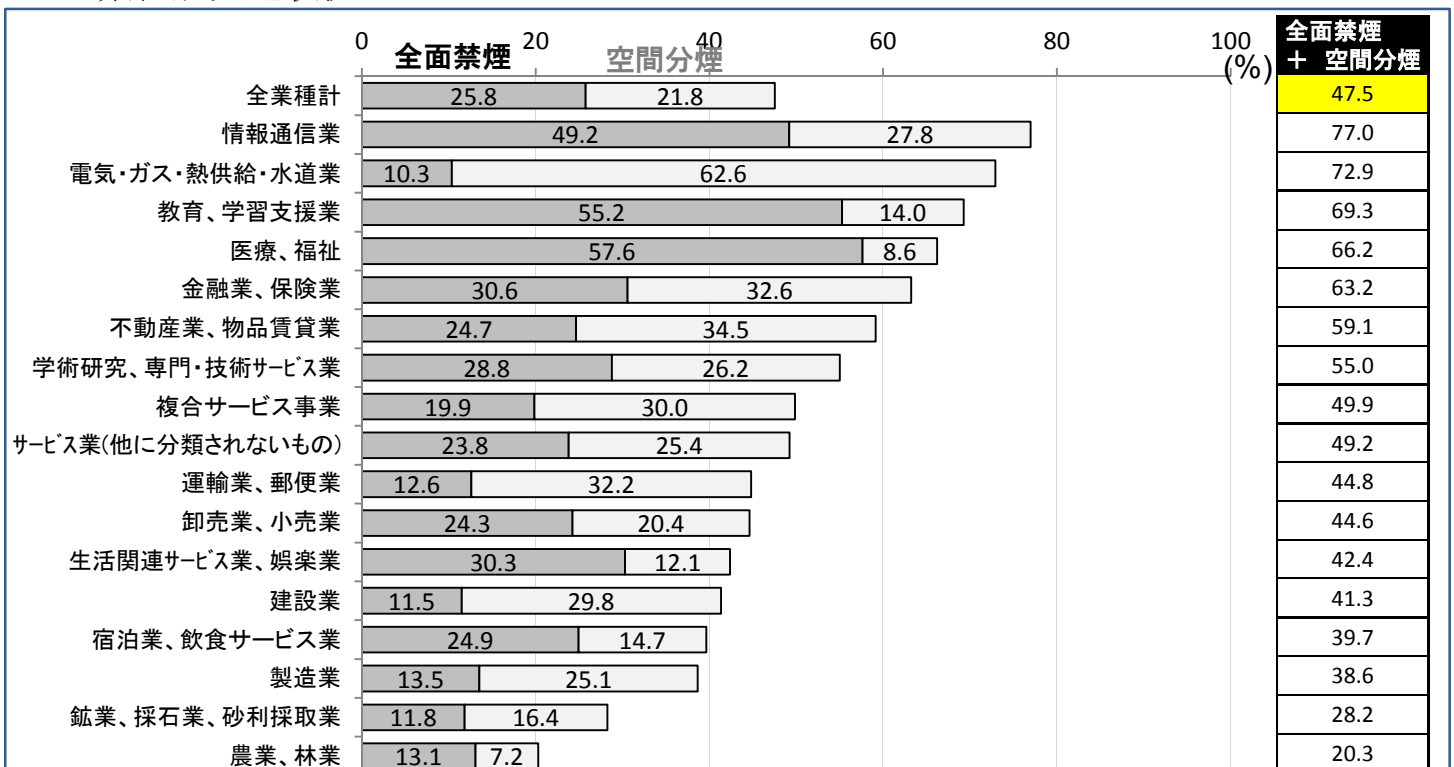


(参考) 平成19年度※の調査との比較 ※: 平成19年労働者健康状況調査結果



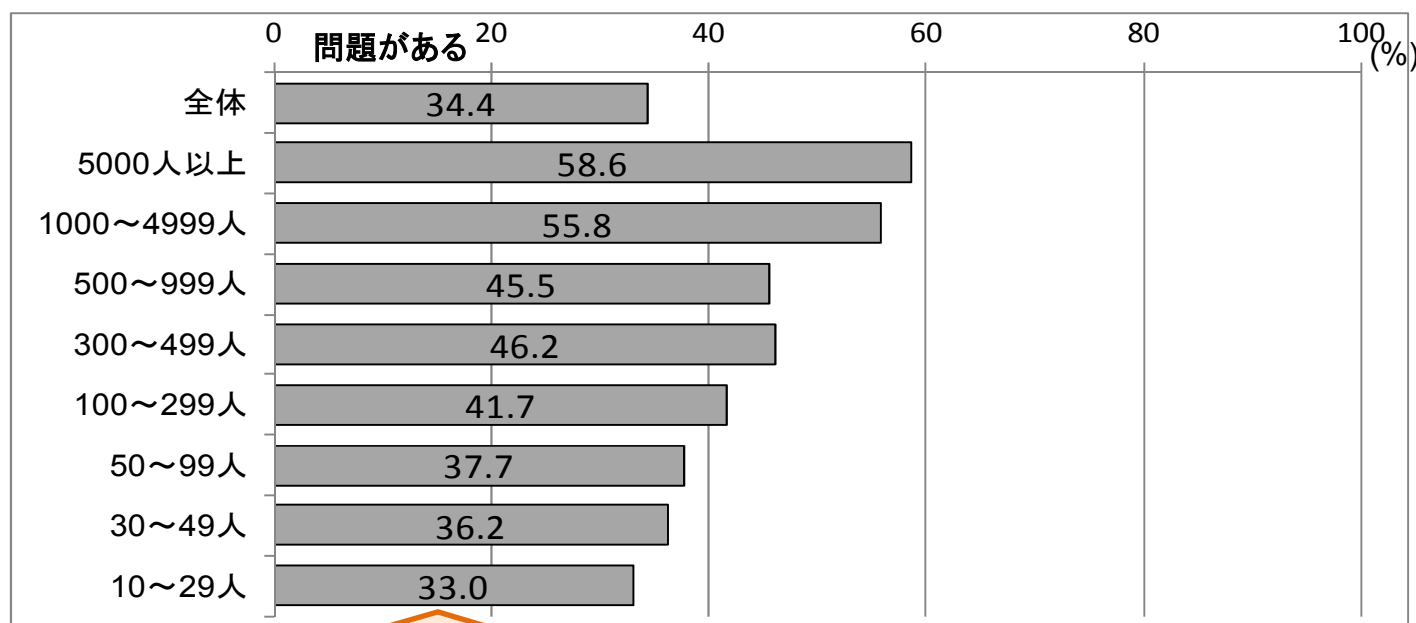
- ・ 事業場規模が小さくなるほど、対策が遅れている。
- ・ 規模の大きい事業場ほど、空間分煙により対策を講じている割合が高くなっている。

○ 業種別実施状況



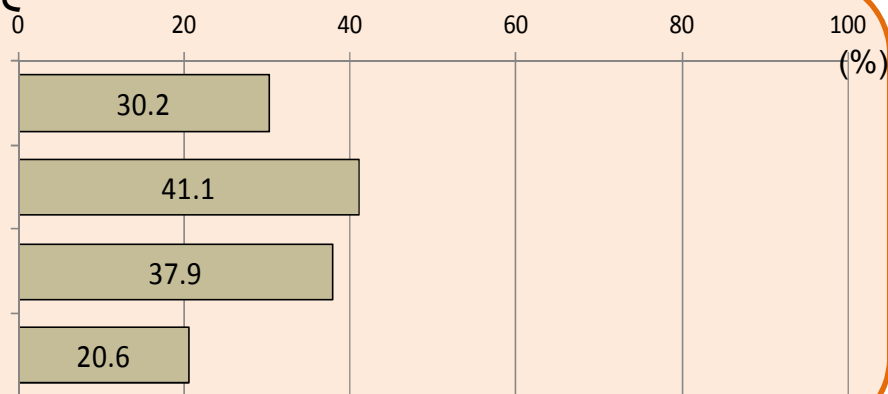
- ・ 業種により実施状況に差が認められる(接客サービス業、土木系の業種の対策が遅れている傾向にある。)

○ 職場の受動喫煙防止対策の取組みにおける問題の有無(事業者回答)



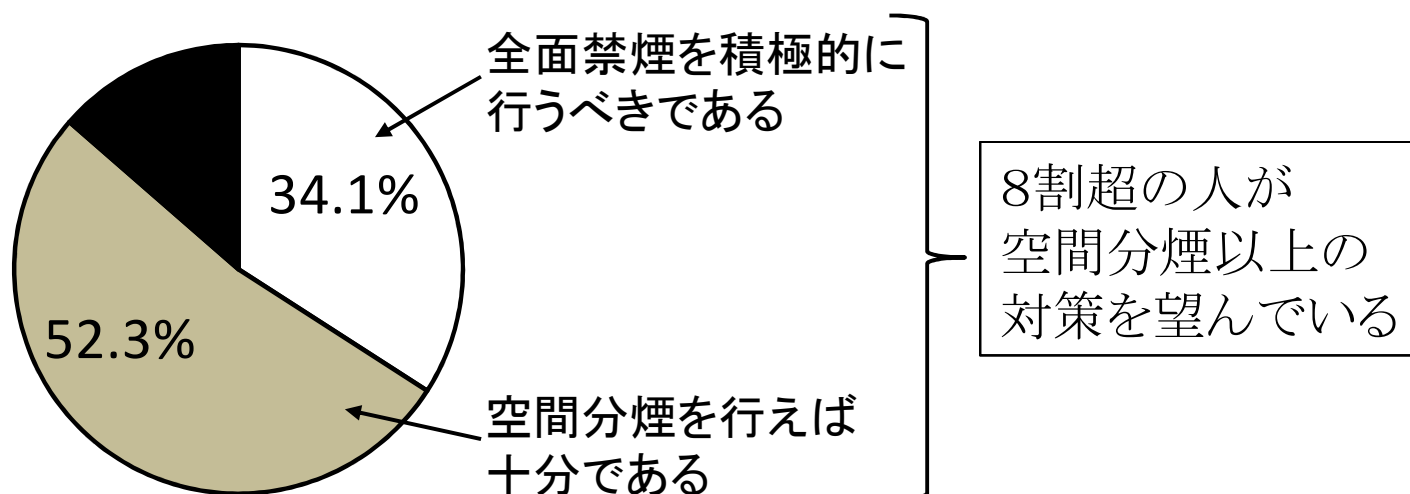
問題の内容として…

受動喫煙に対する喫煙者の理解が得られない
 機器等でたばこ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難
 顧客に喫煙をやめさせるのが困難
 空間分煙を行うための資金がない



※: 複数回答、問題があると回答した事業所を100とした場合の%

○ 労働者の全面禁煙に対する意識



【出典】 平成23年労働災害防止対策等重点調査

- 実施機関 厚生労働省大臣官房統計情報部 (統計法に基づく一般統計調査)
- 調査の範囲
 - [事業所] 約13,000事業所 (常用雇用者を10人以上雇用する民営事業所から層化抽出法により抽出)
 - [労働者] 約19,000人 (上記事業所に雇用されている労働者のうちから層化抽出法により抽出)

2 職場における受動喫煙防止対策に関する厚生労働省の支援事業

(1) 受動喫煙防止対策に関する相談窓口

- 喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による電話相談を実施。
- 依頼者の希望に応じて、実地指導も実施。
- 平成25年度から、経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。
- 費用は無料（電話相談、実地指導どちらも）

（平成25年度事業受託業者：一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会）

(2) たばこ煙の濃度等の測定機器の貸出

- 職場の空気環境を確認するために、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器（粉じん計、風速計）の貸し出しを実施。
- 依頼者の希望に応じて、貸出機器の使い方を電話・実地で説明。
- 貸出費用は無料（往復の送料のみ自己負担）

（平成25年度事業受託業者：株式会社アマラン）



(3) 受動喫煙防止対策助成金 （平成25年度から対象事業主、助成率を拡充）

- 対象事業主 : すべての業種の中小企業事業主
- 助成対象 : 喫煙室の設置のための費用（今年度から限定）
- 助成率、助成額 : 受動喫煙防止対策のための費用の 1 / 2 （上限200万円）
- 問い合わせ先 : 各都道府県労働局健康主務課



3 職場における受動喫煙防止対策に関するこれまでの経緯

- 平成 4 年～ : 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく快適職場形成の一環として、職場における受動喫煙防止対策を推進
- 平成 8 年 2 月 : 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」策定
- 平成 15 年 5 月 : 施設管理者に対する受動喫煙防止の努力義務を規定した健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の施行
「職場における喫煙対策のためのガイドライン」改正
- 平成 17 年 2 月 : 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」発効
- 平成 22 年 12 月 : 労働政策審議会建議
①一般の事務所、工場等については、全面禁煙や空間分煙とすることを事業者の義務とすることが適当
②飲食店等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、同様の措置をとることが適当であるが、それが困難な場合には、当分の間、換気等により可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることを事業者の義務とすることが適当
③罰則は当面付けず、対策の進捗状況を踏まえ対応
④国は、事業場の取組を支援するため、技術的支援及び財政的支援を行うべき
- 平成 23 年 10 月 : 「受動喫煙防止対策助成金」等、事業者への支援事業開始
- 平成 23 年 12 月 : 「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」を臨時国会に提出
※：平成 24 年通常国会期間中に、受動喫煙防止対策部分について与野党間で修正の動き
- 平成 24 年 11 月 : 衆議院解散に伴い、同法律案廃案
- 平成 25 年 2 月 : 「第 12 次労働災害防止計画」策定
※：「平成 29 年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を 15%以下にする」という目標が掲げられている。
- 平成 25 年 5 月 : 労働者災害補償保険法施行規則等の所要の改正が行われ、「受動喫煙防止対策助成金」制度改正
※：改正の内容については次項 1. 参照

4 検討の論点

法案提出後の状況の変化等を踏まえ、改めて検討すべき事項はあるか。